

甲府の子どもの教育

豊かな感性とたくましい行動力を持ち、互いのよさを認め合いながら、進んで自己の課題に取り組むことのできる、心身共に健康な児童生徒の育成を目指す。

重点目標

- ・「思い遣る心」の育成
- ・「生きる力」を育む教育の展開

思い遣る心とは

自分を思いやる心
 他の人を思いやる心
 集団や社会を思いやる心
 自然や生命を思いやる心

「生きる力」を育む教育課程の編成

確かな学力の育成

「思い遣る心」を育む生徒指導の推進

健康・体力の向上

信頼される学校づくりの推進

□「思い遣る心」の育成を重視し、「生きる力」を育む、保幼小及び小中連携を意識した教育課程の編成と実施に努める。

1 「生きる力」を育む教育課程の編成と確実な実施に努める。

◎学習指導要領の趣旨を踏まえ、カリキュラム・マネジメントに基づく教育課程の編成と実施

- ・グローバル化に対応した系統的な外国語教育の推進
- ・教育課程に基づく保幼小及び小中連携の推進

2 将来の生き方をみつめた体系的なキャリア教育の推進に努める。

- ・各発達段階に応じた指導計画に基づく指導の充実

3 特別な教育的支援の必要な児童生徒の教育の推進に努める。

- ・家庭及び関係機関との連携による「個別の教育支援計画」の作成・活用
- ・個の特性に応じた合理的配慮の促進

□基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、思考力、判断力、表現力を育み、主体的に学習に取り組む意欲・態度を養い、「生きる力」「思い遣る心」の育成に資する。

1 組織的・計画的に授業改善に取り組み、確かな学力の育成に努める。

◎「甲府スタイル」による「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくり

- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実

◎1人1台端末等のICTを効果的に活用する授業づくり

- ・学びに向かう力や人間性を育てる学習指導
- ・家庭と連携した学習習慣、読書習慣の確立

2 自己をみつめる力と「思い遣る心」を持った道徳的実践力の育成に努める。

◎全教育活動を通しての一貫性のある道徳教育の推進

- ・学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくりと評価の工夫
- ・規範意識の醸成、生命を尊重する心の育成

3 楽しく豊かな学校生活を築くための特別活動の充実に努める。

- ・望ましい集団活動を通しての自主的実践的態度の育成

□不登校に対する総合的な取組の展開と学校いじめ防止基本方針に基づくいじめへの対応等を最優先課題とし、愛と信頼に基づく心のふれあう人間関係をつくり、「思い遣る心」の育成に努める。

1 校内指導体制の確立と機能強化に努める。

◎共通理解と統一した指導方針に基づく組織的な生徒指導

- ・共感的で適切な児童生徒理解、教師と児童生徒との信頼関係に基づく生徒指導
- ・ヤングケアラー等の早期発見と早期対応

2 相談体制の充実に努める。

- ・児童生徒支援センターにおける相談体制の充実
- ・教職員とスクールカウンセラー等との連携による教育相談

3 存在感が実感できる体験的・実践的活動の推進に努める。

- ・公共心と「思い遣る心」を基調としたボランティア活動等

4 家庭・地域・関係機関との連携を密にした生徒指導の推進に努める。

◎児童生徒を中心に据え、家庭、地域、関係機関の役割分担に基づく協働

- ・家庭、地域と連携した情報モラル教育

5 お互いの個性を大切に、多様な人々と協働できる資質の育成に努める。

◎一人一人の人権を尊重し、個性を認め合うことで、ともに成長していくことのできる集団づくり、心の居場所づくり

□「生きる力」の基盤である、健康・体力・安全に関する資質と能力の育成に努める。

1 自己管理能力の育成と体力向上の基礎の育成をめざした健康・安全指導の推進に努める。

- ・基本的生活習慣の確立

◎日々運動に親しむ習慣の確立と体力の向上を意識した取組の推進

- ・食育、がん教育等の健康教育の推進
- ・感染症への正しい理解を図るための指導と、適切な感染予防対策をとる態度の育成

□児童生徒、保護者、地域からの期待に真摯に応えようとする教員の姿を通して信頼を培い、子どもの教育に対する目標やビジョンを共有し、地域とともにある学校づくりの推進に努める。

1 全教職員の共通理解に基づく指導体制の確立に努める。

- ・学校関係者評価を含めた学校評価に基づく指導体制の一層の工夫改善、充実とその公表

2 家庭や地域との一層の連携を図り、信頼される学校づくりに努める。

- ・積極的な情報発信と授業の公開

◎保護者や地域住民が、学校の教育活動に参加する機会の充実と小中連携を踏まえた学校運営協議会の円滑な運営

3 安全管理体制の見直しと充実に努める。

- ・安全教育の推進と実践的な訓練の実施、家庭、地域、関係機関等との連携による安全確保の徹底
- ・個人情報管理の徹底

◎危機管理マニュアルの改善と充実、危機発生時における迅速な対応

議題：第6号

甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則の一部改正について（原案）

1 改正理由

甲府市武田氏館跡歴史館については、令和5年4月1日より、指定管理者による、管理運営を行うこととしている。

このため、令和5年4月1日から、甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則で定める観覧料の納入、減免及び還付等についても指定管理者が許可を行うことから観覧料の納入、減免及び還付等に係る規則の一部改正を行う。

2 主な内容

令和5年4月1日施行の「甲府市武田氏館跡歴史館条例」において、観覧料を利用料金に改めていることから、同施行規則に定める、観覧料の納入、減免及び還付に係る申請等について改正を行う。併せて、字句の修正を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 改正の案文

別紙 新旧対照表及び規則案文参照

5 教育委員会への議題時期

令和5年3月定例教育委員会（3月8日開催）

議題：第6号

甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則（平成31年3月19日教委規則第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p data-bbox="286 379 517 411">（<u>利用料金</u>の納入）</p> <p data-bbox="241 440 1077 647">第2条 利用料金の納入は、現金をもって行うものとする。ただし、条例第5条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が特別の理由があると認めるときは、利用後の指定した日までに納付させることができる。</p> <p data-bbox="286 735 517 767">（<u>利用料金</u>の減免）</p> <p data-bbox="241 796 1077 1003">第3条 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の教育課程に基づく活動として引率する者が、あらかじめ利用料金減額・免除申請書（第1号様式）を指定管理者に提出し、承認を受けて利用するときは、免除する。</p> <p data-bbox="241 1032 1077 1295">2 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及び当該障害者が利用するために介護が必要と認められる場合にあつてはその介護を行う者が、当該障害者が同条に規定する障害者に該当することを証する書類を提示して利用するときは、免除する。</p>	<p data-bbox="1153 379 1384 411">（<u>観覧料</u>の納入）</p> <p data-bbox="1108 440 1944 647">第2条 観覧料の納入は、現金をもって行うものとする。ただし、甲府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別の理由があると認めるときは、観覧後の指定した日までに納付させることができる。</p> <p data-bbox="1153 735 1384 767">（<u>観覧料</u>の減免）</p> <p data-bbox="1108 796 1944 1003">第3条 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の教育課程に基づく活動として引率する者が、あらかじめ観覧料減額・免除申請書（第1号様式）を教育委員会に提出し、承認を受けて観覧するときは、免除する。</p> <p data-bbox="1108 1032 1944 1295">2 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及び当該者障害者が観覧するために介護が必要と認められる場合にあつてはその介護を行う者が、当該障害者が同条に規定する障害者に該当することを証する書類を提示して観覧するときは、免除する。</p>

議題：第6号

3 **指定管理者**は、第1項の規定により減額又は免除を決定したときは、当該申請者に対し、**利用料金**減額・免除決定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

4 第1項及び第2項に規定するもののほか、**甲府市教育委員会**（以下「**教育委員会**」という。）が特別の理由があると認めるときは、減額又は免除することができる。

（**利用料金**の還付）

第4条 条例第10条ただし書の特別の理由は、**利用料金**を納付した者の責に帰することのできない理由により**利用**をすることができなくなったこととし、**利用料金**の全額を還付する。

2 前項の規定による**利用料金**の還付を受けようとする者は、**利用料金**還付申請書（第3号様式）を**指定管理者**に提出しなければならない。

3 **教育委員会**は、第1項の規定により減額又は免除を決定したときは、当該申請者に対し、**観覧料**減額・免除決定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

4 第1項及び第2項に規定するもののほか、**教育委員会**が特別の理由があると認めるときは、減額又は免除することができる。

（**観覧料**の還付）

第4条 条例第10条ただし書の特別の理由は、**観覧料**を納付した者の責に帰することのできない理由により**観覧**をすることができなくなったこととし、**観覧料**の全額を還付する。

2 前項の規定による**観覧料**の還付を受けようとする者は、**観覧料**還付申請書（第3号様式）を**教育委員会**に提出しなければならない。

議題：第6号

第1号様式（第3条関係）

		受付番号	第	号
<u>利用料金減額・免除申請書</u>				
年 月 日				
(あて先) <u>指定管理者</u>				
申請者 住 所 氏 名 連絡先				
次のとおり <u>利用料金</u> の（減額・免除）を受けたいので、甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則第3条第4項の規定により申請します。				
申請の理由及び 利用内容				
<u>利用日</u>	年 月 日			
人 員				
減額又は免除を受けようとする額				
備 要				

第1号様式（第3条関係）

		受付番号	第	号
<u>観覧料減額・免除申請書</u>				
年 月 日				
(あて先) <u>甲府市教育委員会</u>				
申請者 住 所 氏 名 連絡先				
次のとおり <u>観覧料</u> の（減額・免除）を受けたいので、甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則第3条第4項の規定により申請します。				
申請の理由及び 利用内容				
<u>観覧日</u>	年 月 日			
人 員				
減額又は免除を受けようとする額				
備 要				

議題：第6号

第2号様式（第3条関係）

		受付番号	第 号
<u>利用料金</u> 減額・免除決定通知書			
年 月 日			
様			
<u>指定管理者</u> 印			
年 月 日付で申請のあった <u>利用料金</u> の減額・免除について、次のとおり決定したので通知します。			
承認の内容			
<u>利用日</u>	年 月 日		
人員			
減額又は免除の額			
備 考			

様式第2号（第3条関係）

		受付番号	第 号
<u>観覧料</u> 減額・免除決定通知書			
年 月 日			
様			
甲府市教育委員会 印			
年 月 日付で申請のあった <u>観覧料</u> の減額・免除について、次のとおり決定したので通知します。			
承認の内容			
<u>観覧日</u>	年 月 日		
人員			
減額又は免除の額			
備 考			

議題：第6号

第3号様式（第4条関係）

		受付番号	第 号
<u>利用料金</u> 還付申請書			
年 月 日			
(あて先) <u>指定管理者</u>			
		申請者 住 所 氏 名 連絡先	印
次のとおり <u>利用料金</u> の還付を受けたいので、甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則第4条第2項の規定により申請します。			
申請の理由			
既納付額			
還付を受けようとする額			
備 考			

- 注 1 申請の理由の欄には、具体的な理由を記載してください。
 2 この書類には、申請に係る利用券を添付してください。

様式第3号（第4条関係）

		受付番号	第 号
<u>観覧料</u> 還付申請書			
年 月 日			
(あて先) <u>甲府市教育委員会</u>			
		申請者 住 所 氏 名 連絡先	印
次のとおり <u>観覧料</u> の還付を受けたいので、甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則第4条第2項の規定により申請します。			
申請の理由			
既納付額			
還付を受けようとする額			
備 考			

- 注 1 申請の理由の欄には、具体的な理由を記載してください。
 2 この書類には、申請に係る観覧券を添付してください。

議題：第6号

甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月 日

甲府市教育委員会

教育長 數野 保秋

甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則第 号

甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則（平成31年3月19日教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「観覧料」を「利用料金」に改め、「甲府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「条例第5条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、「観覧」を「利用」に改める。

第3条第1項中「観覧料」を「利用料金」に改め、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「観覧」を「利用」に改める。

第3条第2項中「当該者障害者」を「当該障害者」に改め、「観覧」を「利用」に改める。

第3条第3項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「観覧料」を「利用料金」に改める。

第3条第4項中「教育委員会」を「甲府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第4条第1項中「観覧料」を「利用料金」に改め、「観覧」を「利用」に改める。

第4条第2項中「観覧料」を「利用料金」に改め、「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第1号様式中「観覧料」を「利用料金」に改め、「甲府市教育委員会」を「指定管理者」に改め、「観覧」を「利用」に改める。

議題：第6号

様式第2号中「様式第2号」を「第2号様式」に改め、「観覧料」を「利用料金」に改め、「甲府市教育委員会」を「指定管理者」に改め、「観覧」を「利用」に改める。

様式第3号中「様式第3号」を「第3号様式」に改め、「観覧料」を「利用料金」に改め、「甲府市教育委員会」を「指定管理者」に改め、「観覧」を「利用」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

報告：第4号

令和5年度新小学1年生 人数調査

R5.2.15現在

No.	学校名	発送数 (名簿 人数)	外国人 お知ら せ通知	外国人 入学願 提出	昭和町 受託	笛吹市 受託	追加送 付	転出 (マイナス)	転入 (プラス)	転居 (マイナス)	転居 (プラス)	指定校 変更 (指定校) (マイナス)	指定校 変更 (希望校) (プラス)	区域外 就学 (マイナス)	区域外 就学 (プラス)	在外	特別 支援 学校	駿台 甲府小	山梨 学院小	梨大 附属小	その他 私学等	人数
1	新紺屋	43	2	1	0	0	0	-1	0	0	0	0	4	-2	0	0	0	-1	-3	-12	0	29
2	湯田	15		0	0	0	0	0	0	0	0	-4	6	0	0	0	0	-3	0	0	0	14
3	伊勢	47	1	1	0	0	0	-1	1	0	1	-4	7	-1	0	0	-1	-1	-1	-3	0	45
4	朝日	26		0	0	0	0	-2	0	0	1	-1	2	0	0	0	-1	-1	-1	-4	0	19
5	里垣	40	1	1	0	0	0	-1	0	0	1	-2	1	0	0	0	0	0	-3	-2	0	35
6	相川	51	2	3	0	0	0	-1	1	0	0	-2	2	0	0	0	0	-1	-1	-10	0	42
7	国母	59		0	0	0	0	-1	0	-1	0	-1	2	0	0	0	0	-2	0	-2	0	54
8	貢川	75	1	1	0	0	0	-4	1	0	3	-2	2	0	0	0	-1	-1	0	-3	0	71
9	千塚	55		0	0	0	0	-2	0	0	1	-4	4	0	0	0	0	-2	0	-3	0	49
10	池田	75		0	0	0	0	-4	2	-1	0	-2	4	0	0	0	-3	-6	-2	-5	0	58
11	北新	44		0	0	0	0	0	0	-1	0	-4	5	0	0	0	-1	-2	0	-16	0	25
12	千代田	1		0	0	0	0	0	0	0	0	-1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
13	甲運	53	2	2	0	0	0	-2	0	0	0	-3	0	0	0	0	0	-1	-3	-1	0	45
14	玉諸	130	2	2	0	0	0	-1	1	-3	0	-25	4	0	0	0	0	-1	-8	-2	0	97
15	山城	190	3	2	0	0	0	0	0	-1	1	-15	2	0	0	0	-2	-3	-1	-6	0	167
16	大里	87	1	0	0	0	0	-4	0	0	1	-3	1	0	0	0	-3	-2	0	-1	0	76
17	東	22		0	0	0	0	0	1	0	0	-2	29	0	0	0	0	-1	0	-3	0	46
18	羽黒	59		0	0	0	0	-2	1	-2	0	-3	1	0	0	0	-4	0	-1	-1	0	48
19	石田	46	2	2	0	0	0	-1	0	0	0	-2	3	0	0	0	-1	-3	-3	-2	0	39
20	新田	13	2	1	0	0	0	-1	0	0	1	-4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11
21	大国	85	3	3	0	0	0	-4	0	-1	0	-3	2	0	0	0	0	-2	-1	-2	0	77
22	舞鶴	67		0	0	0	0	0	2	0	0	-1	5	0	0	0	0	-2	-7	-5	0	59
23	中道南	12		0	0	0	0	0	0	-1	2	0	1	0	0	0	0	-1	0	0	0	13
24	中道北	29		0	0	0	0	0	1	-1	0	0	3	0	0	0	0	-1	0	0	0	31
25	善誘館	29	1	0	0	0	0	-1	0	-1	0	-5	2	0	0	0	0	0	-2	-1	0	21
		1,353	23	19	0	0	0	-33	11	-13	12	-93	94	-3	0	0	-17	-37	-37	-84	0	1,172

報告：第4号

令和5年度新中学1年生 人数調査

R5.2.15現在

No.	学校名	発送数 (名簿人数) ※外国籍含む	新規 外国人 お知らせ 通知	外国人 入学願 提出	昭和田 受託	笛吹市 受託	転出 (マイナス)	転入 (プラス)	転居 (マイナス)	転居 (プラス)	指定校 変更 (指定校) (マイナス)	指定校 変更 (希望校) (プラス)	区域外 就学 (マイナス)	区域外 就学 (プラス)	在外	特別 支援 学校 (新規)	駿台 甲府中	山梨 英和中	山梨 学院中	梨大 附属中	その他 私学等	人数
1	東	254			0	0	0	0	0	0	-15	9	-1	0	0	-1	-6	0	-13	-9	-1	217
2	西	156	1	-1	0	0	0	1	0	0	-5	20	0	0	0	0	-18	0	0	-15	-5	134
3	南	141	3	-3	0	0	-1	0	0	0	-10	36	0	1	0	0	-6	0	-9	-7	0	145
4	北	117			0	0	0	1	0	0	-11	10	0	0	0	-1	-6	0	0	-28	-2	80
5	南西	84	1	-1	2	0	0	1	0	1	-18	9	0	0	0	0	-7	0	0	-5	0	67
6	北東	132			0	0	0	0	0	0	-5	9	0	0	0	-2	-11	0	-6	-22	-2	93
7	北西	104			0	0	-1	0	-1	0	-4	3	-1	0	0	-1	-1	0	0	-7	0	91
8	富竹	83			0	0	0	0	0	0	-18	2	0	0	0	-1	-2	0	-2	-1	0	61
9	城南	260	1	-1	0	0	0	2	0	0	-11	4	0	0	0	0	-21	0	-4	-7	-1	222
10	上条	129			0	0	-1	0	0	0	-12	6	-2	0	0	-2	-7	0	-1	-2	0	108
11	笛南	36			0	0	0	1	0	0	0	1	-2	0	0	0	0	0	0	0	0	36
		1,496	6	-6	2	0	-3	6	-1	1	-109	109	-6	1	0	-8	-85	0	-35	-103	-11	1,254